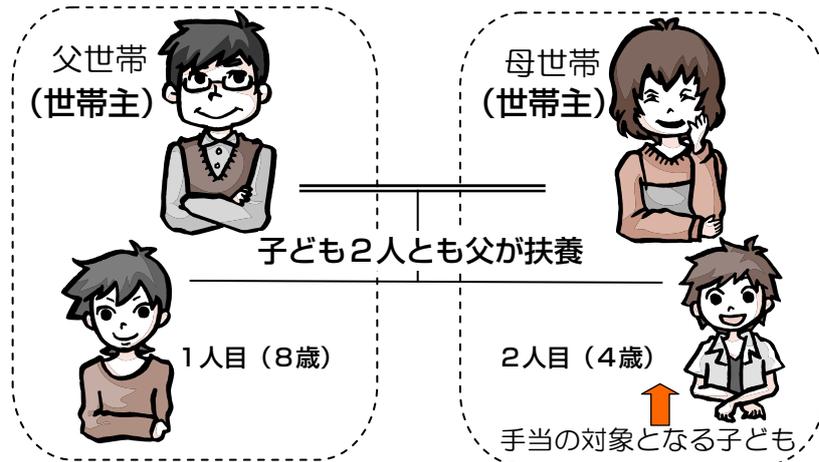


子どもが同居していない場合はご注意ください！！

パターン1



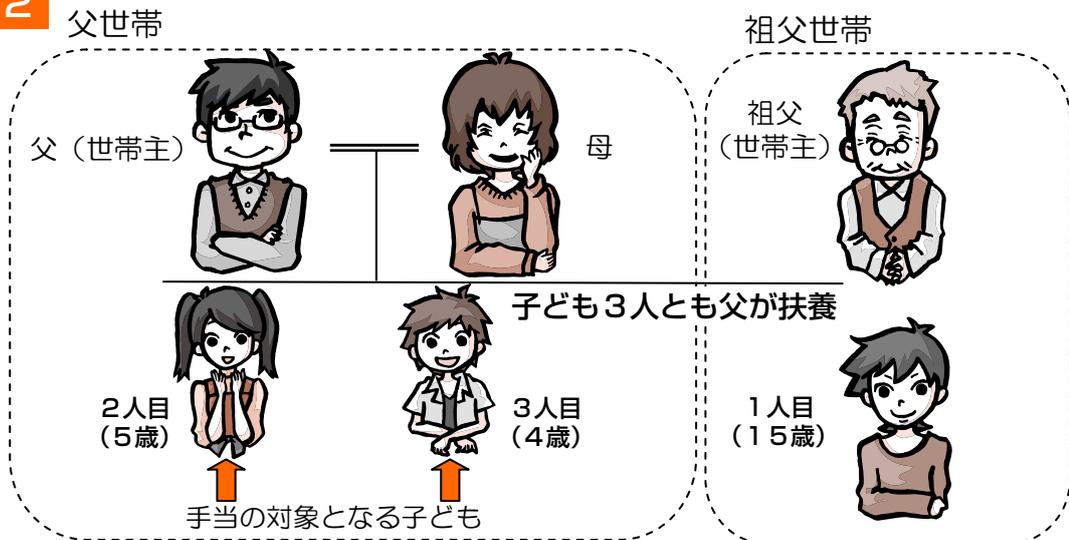
父世帯にも母世帯にも申請書は届きません！
 しかし、2人目の子どもについて、母に支給されます！
 母が申請してください！

1人目2人目の子どもについて、医療保険等が同一の被保険者の被扶養者となっている場合に限り、2人目の子どもが支給対象となります。

扶養されていることを証する書類（医療保険被保険者証または扶養控除申告書など）の写しを添付して申請してください。

※申請は、母世帯が住民登録している市町村にしてください。

パターン2



父世帯に3人目だけが支給対象となる申請書が届きます！
 しかし、3人目に加え、2人目も手当の対象となります！
 父が申請書を朱書き訂正の上、申請してください！

3人の子どもについて、医療保険等が同一の被保険者の被扶養者となっている場合に限り、2人目3人目の子どもが支給対象となります。（添付書類はパターン1と同じ）

申請書が届いていない世帯も含めて、同居していない子どもを扶養している場合、原則、支給対象とはならない子どもが支給対象となる場合があります。そのような場合は下記までご相談ください。

問合せ 児童課（子育て応援特別手当担当）（内線141）

定額給付金のほかにも 子育て応援特別手当



～対象となる世帯に申請書を郵送しましたのでご確認ください～

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から

対象となる世帯に子育て応援特別手当を支給します

対象となる子

生年月日が
平成14年4月2日から
平成17年4月1日まで
に該当する
第2子以降の子ども

手当の額

対象となる子ども
1人当たり
3万6千円 を
定額給付金とは別に
支給します。

申請も定額給付金とは別に必要です。

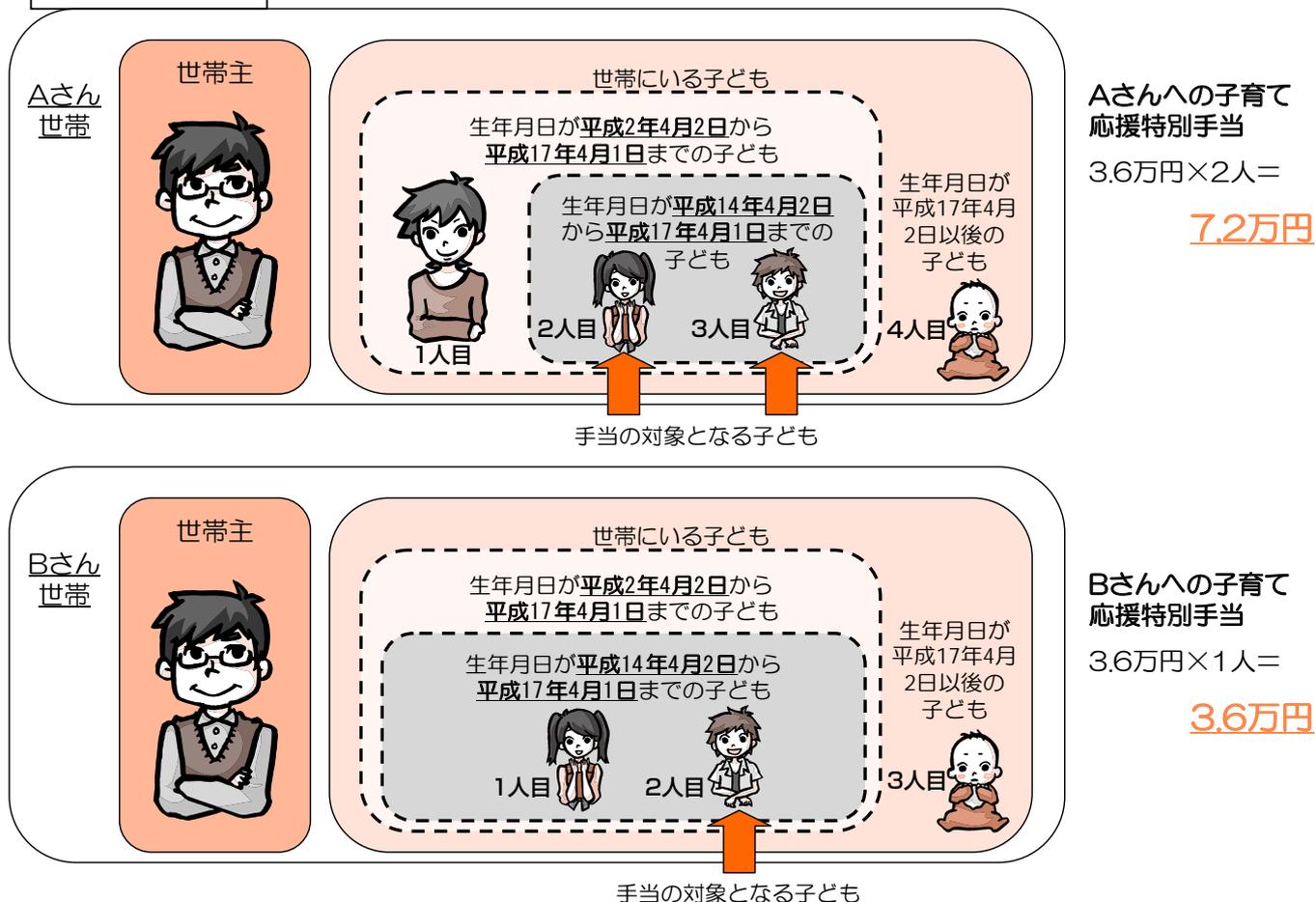
申請の手続き

申請書に必要事項を
記入して郵便で返送し
ていただきます。
手当の受け取りは、
原則として、口座振込
となります。

申請受付期間は、平成21年4月1日から
10月1日まで（10月1日消印有効）です。

基本パターン

子育て応援特別手当（Aさん、Bさんの場合）



手当の対象となる子ども

手当の対象となる子ども

対象事業名	事業の概要	教育的評価	外部評価委員会評価
成人式開催に関わる事業 (青少年育成事業)	新成人から運営スタッフを選出し、趣向を凝らした成人式を開催する。式典後、中学校時代の恩師から祝いの言葉をいただいたり、抽選会等のアトラクションを実施する。	A	毎年出席しているが、素晴らしい式であり気持ちよい。中学校時代の恩師の先生も多数出席されている。全国各地の成人式の様子が、さまざまに報じられているが、本町としては引続き厳粛な雰囲気の中で、成人を祝う事業として実施してほしい。
青少年健全育成に関わる事業 (青少年育成事業)	非行等の未然防止と早期発見を図るため、パンフや広報誌により、住民への啓発、周知・協力依頼を行う。また、青少年団体に対し活動促進のための補助を行う。	A	健全育成地域推進員の巡回の情報が、小中学校にも伝えられるシステムができるといい。健全育成には「おやじの会」のような組織が夜のパトロールを行うなど、父親の出番も求められている。町内のPTAや防犯ボランティア団体に声をかけ、幅広い活動を期待したい。
運動場等管理運営に関わる事業 (社会体育施設事業)	社会体育推進のため、運動場を始めとした体育施設の維持管理および設備の充実をはかる。	A	本町の運動場は、施設設備の規模内容ともに充実している。利用者も年間5万人を越え、町民に広く利用されている。休日の利用申請ができるようになることはありがたい。新たなスポーツ施設を求める町民のニーズは高い。今後、町の将来を見通した展望が求められる。
勤労者体育センター管理運営に関わる事業 (勤労者体育センター管理運営事業)	社会体育として適切な維持管理および設備の充実をはかる。	A	年間利用者2万人余、利用料の設定も低く抑えられており、利用率はかなり高いと思われる。昨今ニュースポーツの普及など、屋内の体育施設の利用者は多く、町民のニーズは高い。予約が重なること、予約がとれない場合の対応に引き続き配慮されたい。

※対象事業欄の（ ）内は、主な予算上の事業名



▲成人式



▲勤労者体育センター



▲深溝運動場

今後の課題と対応

今回の評価結果に基づき事業内容の見直しを進め、更なる事業推進に努めると共に、次年度以降も、順次、事業ごとに評価を行い、教育行政各施策の効果的な実施を目指します。

— 教育委員会の施策に関する点検・評価について詳しくは、幸田町ホームページ (<http://www.town.kota.lg.jp>) でご覧いただけます。また、本件に関するご意見は、幸田町教育委員会学校教育課までお寄せください。 —

問合せ 幸田町教育委員会学校教育課 (内線 421)
Fax 0564-63-5149
E-mail gakkokyoiku@town.kota.lg.jp

教育委員会の活動について

点検・評価を行いました

昨年、教育委員会の職務権限などを規定した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、各教育委員会は、毎年、事務の管理と執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出・公表することが義務付けられました。そこで幸田町教育委員会では、平成19年度の活動内容について点検・評価を行い、報告書を議会へ提出しましたので、その内容についてお知らせします。

本年度は、以下の8事業について自己評価を行い、その結果について教育に関する学識経験を有する委員で構成された外部評価委員会に諮り、以下のような結果を得ました。

総括意見

今回8事業について審議した結果、十分に自己点検されており、各事業とも町民のニーズを踏まえ、期待される成果を挙げていると評価する。今後とも、PDCAサイクルによって事業の充実に努められたい。

※ PDCAサイクルとは、計画し、実行し、その結果を検証したのち、改善策や更なる次の施策を講じていく、という組織行動の基本概念のこと。

教育委員会施策評価一覧表（抜粋）

対象事業名	事業の概要	教育的評価	外部評価委員会評価
学力向上推進に関わる事業 (少人数指導嘱託教員配置事業)	様々な授業の形態を取り入れて少人数指導を行うとともに、効果的な学習方法を工夫し、一人一人の実態に配慮したきめ細かな指導の充実を図る。	A	少人数指導の成果も認められ、今後も期待する。指導にあたる非常勤講師の確保は大変であるが努力してほしい。専任の先生との打合せ時間の確保等、現場の負担解消に努められたい。発達障害をもつ子どもの増加への対応、学校規模の違いを勘案した配置などを今後の検討課題とされたい。
体験活動推進に関わる事業 (地域に根ざした学校づくり事業)	各学校の伝統、地域性、環境等の特殊性、独自性等考慮し、地域に根ざした学校づくりをする。	A	地域と連携した学校づくりをめざすうえで、効果の大きい有効な支援であり続けてほしい。地域との活動は大切であるが、時間の確保が難しい。教科の授業と体験活動とのバランスを考えて実施されたい。地域あつての事業であり、地域の人材活用をどう図るか、事業展開を考えられたい。
いじめ不登校対策に関わる事業 (不登校対策協議会設置事業) (教育相談事業)	いじめ、不登校問題の指導および防止の在り方について検討するとともに、相談、助言および不登校児童生徒に対する学校生活適応指導を行なう。	A	教育委員会は統計的な把握にとどまることなく、実態の把握に努めてほしい。パソコンやメールによるいじめなど、情報社会の陰にあるいじめの増加が予想される。保護者対象の啓発にも努めてほしい。いじめは、いじめを受けた子、いじめた子双方の保護者に事実を説明する必要がある。
図書館教育推進に関わる事業 (学校図書館指導員配置事業) (学校図書館蔵書充実事業)	図書の充実（蔵書率100%以上）を図るとともに、書架の整理、読み聞かせ等を行う嘱託員を配置。	A	蔵書数を確保するための予算措置がなされている。図書の貸出し冊数は、年度によりまた学校によって差がある。貸出し冊数の多い学校の、読書活動の状況やノウハウを他の学校に広めるとよい。子どもの学習を支援するため、町立図書館と学校図書館との連携を今後も進めてほしい。



▲少人数指導



▲地域に根ざした学校づくり



▲図書館指導

新しい介護保険料段階の設定にあたって

- 従来の6段階を増やして8段階にし、収入の状況により負担いただく割合をよりきめ細かくしました。
- これまで行われてきました保険料の激変緩和措置を継続するため、第4段階に軽減のための特例段階を設けました。
- 新しい保険料の適用は、前年所得の確定後になりますので、7月上旬に福祉課から送付いたします介護保険料額決定通知書でお知らせいたします。
- 介護保険料軽減、利用料軽減については、収入基準を見直し適用範囲を拡大します。詳しくは6月号の広報でお知らせします。

変更点Ⅱ 介護従事者の処遇改善のため介護報酬の引き上げと保険料増加を抑制するため交付金が交付されます。

- 介護従事者の処遇改善のため、国は介護報酬を3%引き上げることを決定いたしました。適用は平成21年4月からになります。
- 介護サービスの利用料金が介護報酬の改定のため引き上がる場合があります。
- 介護報酬の引き上げにより介護保険料が上昇することを緩和するため、国から介護従事者処遇改善特例交付金1,238万1千円が交付されます。
- 今回の介護保険料の算定に、上記の交付金を組み入れています。

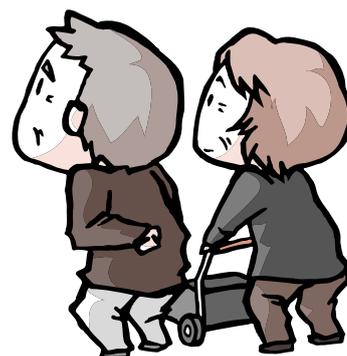
変更点Ⅲ 要介護認定調査の判定基準が一部改定されます。

介護保険サービスを利用申請されたかたの状態をより適確に把握するために、要介護認定調査が実施されていますが、その調査が全国的な見直しを実施し、判定基準の均一化・簡素化が図られた方式に修正されます。

平成21年度要介護認定改定に伴い、主治医意見書と調査項目の重複する箇所の削除と新たに簡単な調理や買物等の項目の追加により、82項目から74項目に整理され、従前の介護が必要か否かを、能力により判断する方式から、実際に介助を受けているかどうか、必要かどうかを判定する方式に変わります。

訪問による聞き取り調査はこれまでどおり、申請後に町の調査員がご自宅等に訪問させていただき、調査時間も40分～1時間程度と従来とは変わりありません。また、申請をされてから介護認定が決定されるのも一ヶ月程度で変わりありません。

詳しい制度の内容等につきましては、下記へお問い合わせください。



問合せ 福祉課介護保険G（内線154）

4月から介護保険制度が変わります

介護保険制度は、平成12年4月に創設されました。この間高齢化が進み、サービス利用者や利用量が増大してきたことに対応するため、平成21年度から介護保険制度が変更になります。今回の主な改正点については、以下のとおりです。



変更点 I 介護保険料を見直します。

①介護保険料の負担割合の変更をしました。

- 少子高齢化が進むことが予測されるため、65歳以上のかたと40歳から64歳までのかたとの介護保険に係る費用の負担割合が変更されました。

65歳以上のかた **19%⇒20%** 40歳～64歳のかた **31%⇒30%**

②介護保険料を見直します。

- 介護保険料は3年ごとに見直しを行います。介護保険利用者の増加や負担割合の増加、また介護職場に働くかたの処遇改善のため、介護報酬が3%引き上げになったことにより、平成21年度から平成23年度までの3年間に必要な介護保険の費用が増加することが見込まれるため、必要な保険料額を算定しました。
- 保険料段階と金額は以下のとおりです。

旧段階	新段階	対象者	保険料率	保険料 (年額)	旧保険料 (年額)
第1	第1	生活保護の受給者および老齢年金受給者で世帯全員が住民税非課税のかた	基準額×0.5	21,000円	19,200円
第2	第2	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.5	21,000円	19,200円
第3	第3	世帯員全員が住民税非課税で、第2段階以外のかた	基準額×0.75	31,500円	28,800円
第4	特例	本人が住民税非課税で住民税課税者と同一世帯のかたで、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.85	35,700円	38,400円
	第4	特例段階以外の第4段階のかた	基準額	42,000円	
第5	第5	本人が住民税課税で、合計所得が125万円未満のかた	基準額×1.15	48,300円	48,000円
	第6	本人が住民税課税で、合計所得が125万円以上200万円未満のかた	基準額×1.25	52,500円	
第6	第7	本人が住民税課税で、合計所得が200万円以上500万円未満のかた	基準額×1.5	63,000円	57,600円
	第8	本人が住民税課税で、合計所得が500万円以上のかた	基準額×1.75	73,500円	

子育てって 楽しいね！！



わくわくあそびランド



育児ふれあい体験



ママ講座



パパとあそぼ



パパ講座



プレイルーム



ファミリー・サポート



サークル



ベビーマッサージ



ファミサポつかって
気分リフレッシュ



よちよちサロン



遊びの場の提供やいろいろな講座が盛りだくさん
あなたの子育て応援します！！

みんな 遊びにおいでよ！！

問合せ 子育て支援センター くりくりひろば ☎62-8333

ファミリー・サポート・センター ☎62-4718

くりくりひろばと菱池プレイルームの
開放時間が長くなりました！
遊びに来てね！！

月～金曜日 午前9時～午後4時

毎週月曜の午前11時30分からは『絵本の読み聞かせ』を開催しています。

《くりくりひろばプレイルーム》



- ☆ とても広く、おもちゃもいっぱいあるよ。
- ☆ 園庭に大型遊具もあるよ。
- ☆ お弁当を持ってきて、1日遊べます。
ランチルームをご利用ください。
(利用時間 午前11時～午後2時)
- ☆ 夏には、水遊びができます。

《菱池プレイルーム》

- ☆ お部屋は狭いけど、アットホームな雰囲気です。
- ☆ 月末の読み聞かせでは、誕生会を行なっています。
- ☆ 週3日、栄養士さんがいます。

- ※ 駐車場が菱池保育園と共有となっております。
午後3時30分以降は、保育園のお迎えと重なり、大変混み合いますので、防災ひろばの駐車にご協力ください。



平成21年度子育てマップができました！！

保存版とイベント版
が一つになり、ますます見やすくなりました。

プレイルームに遊び
に来ながら、もらいに
来てね～

子育てマップ

平成21年度



幸田町子育て支援センター

育児相談 (面接・電話・訪問)

「初めての子で不安がいっぱい・・・」

「泣いてばかり・・・」

「寝てくれない・・・」

どうすればいいの??

ひとりで悩まず一緒に考えましょう

毎週月～金 午前8時30分～午後5時

毎週土 午前8時30分～正午

☎62-8333

公共下水道処理開始区域拡大のお知らせ

問合せ 下水道課管理G（内線241）

平成20年度整備により下水道の使える区域が広がりました。快適で住みよい環境にするため、早期接続にご協力をお願いします。

- ①家庭や事業所から出る浄化槽排水や生活雑排水などは、速やかに下水道に接続してください。
- ②くみ取りトイレの家庭は、処理開始より3年以内に水洗トイレに改造し、下水道に接続してください。

- *排水は、直接下水道に接続していただくため、現使用の浄化槽は不要となります。
 - *排水設備接続工事を行う場合は、指定工事店で行ってください。
- また、下記の制度をご利用ください。

●排水設備資金融資斡旋制度

処理開始日から3年以内に水洗トイレへの改造や排水設備を行うかたに、工事に必要な資金を無利子で最高80万円まで融資斡旋します。

●公共下水道、農業集落排水区域の皆様へまぎらわしい営業活動にご注意ください

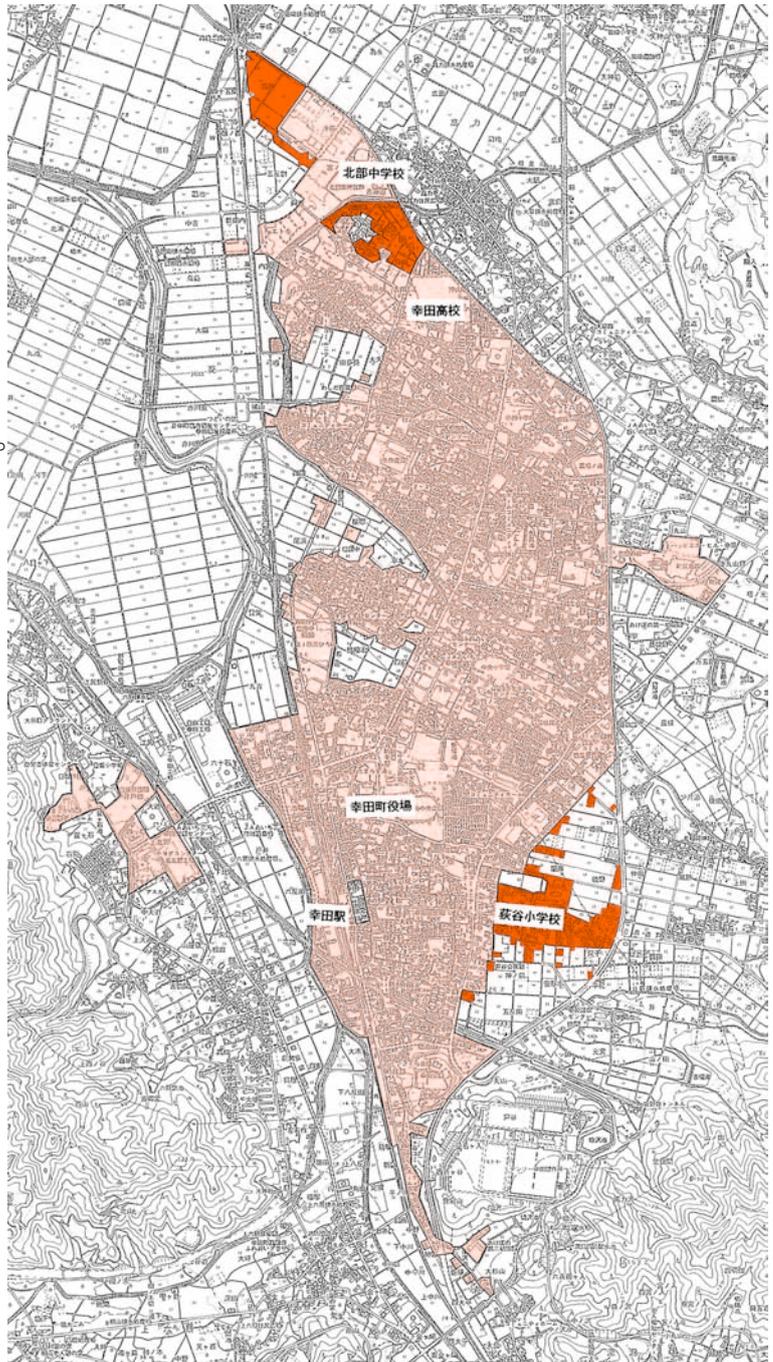
最近、「公共汚水ますの点検が義務づけられています」などと言って、まぎらわしい営業活動をする業者があります。点検は、各自でお願いします。専門業者へ依頼する必要はありません。

●下水道への早期接続のお願い

下水道は、川や海の汚れを防ぎ、快適なまちづくりのために重要な施設です。一日も早く、トイレ、洗濯、風呂、台所などからの汚水を下水道へ流す工事をしてください。

■ 処理開始済区域

■ H21.3.31から処理開始区域



家庭でもできる浸水・環境対策にご協力ください

（雨水貯留浸透施設補助制度のお知らせ）

雨水貯留浸透施設の設置を促進することにより、雨水の流出抑制、雨水の有効利用を図り、自然環境の保全と回復に寄与します。

●雨水貯留浸透施設とは

既存浄化槽転用雨水貯留槽・雨水貯留槽・雨水浸透ます・雨水浸透管・浸透側溝・浸透性舗装が対象となります。

●補助金額は工事費の2/3です。ただし、上限は7万5千円です。

*補助制度の詳細については、下水道課管理G（内線241）へお問い合わせください。

各種手当をご存知でしょうか？

児童の健全育成や高齢者および障害者の福祉の増進を図るため、各種手当支給制度(下表)があります。

対象になられると思われるかたで、まだ手当を受けていないかたは、手続きをしてください。



手続き場所

- ①、③、④、⑤ 福祉課福祉G (内線152)
- ② 福祉課介護保険G (内線154)
- ⑥～⑩ 児童課児童G (内線143)

名称	支給要件	所得制限
① 町心身障害者扶助費	身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を有するかた *下記のかたは除きます ●介護人が在宅介護手当受給者 ●施設入所者 ●65歳以上の新規・転入 *手帳・等級変更の場合は、支給額の変更はありません。	無
② 町在宅介護手当	町内在住で在宅の満65歳以上の要介護3以上のかたを介護しているかた(住民票上同一世帯) *施設入所者などは除きます。	無
③ 特別障害者手当	20歳以上で、知的または身体に著しい障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするかた *施設入所者、長期入院者は除きます。 ●身体障害2級(一部を除く)以上の障害を重複して有するかた ●身体障害2級(一部を除く)以上の障害を有し、1 Q20以下のかた ●身体障害2級(一部を除く)以上の障害または1 Q20以下で、ほかに3級相当の障害を2つ以上有するかた ●身体障害2級(一部を除く)以上の障害または1 Q20以下、もしくは、これと同程度の障害または病状を有するかたで、日常生活でほぼ全面介護を必要とするかた	有
④ 障害児福祉手当	20歳未満で、知的または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な児童 *施設入所者は除きます。 ●1級身体障害児 ●2級身体障害児の一部(常時介護を必要とするかた) ●1 Q20以下の知的障害児 ●上記と同程度の障害または病状で、常時介護を必要とするかた	有

名称	支給要件	所得制限
⑤ 県在宅重度障害者手当	●身体障害者手帳1・2級+1 Q35以下のかた(1種) ●身体障害者手帳1・2級(2種)のかた ●1 Q35以下のかた(2種) ●身体障害者手帳3級+1 Q50以下のかた(2種) *施設入所者および特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者、65歳以上の新規は除きます。	有
⑥ 児童手当(特例給付)	小学校修了前の児童を養育しているかた	有
⑦ 児童扶養手当	父のいない18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(重・中程度の心身障害児の場合は20歳未満)を、父母以外または母のみで養育しているかた *老齢福祉年金以外の公的年金を受けているかたは除きます。 *父が重度の心身障害者の場合は対象になります。	有
⑧ 県遺児手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育しているかた *支給期間は認定から5年間です。 *親の一方が重度の心身障害者の場合は対象になります。	有
⑨ 町遺児家庭扶助費	父または母、もしくは、両親のいない義務教育修了前の児童を養育しているかた *親の一方が重度の心身障害者の場合は対象になります。	無
⑩ 特別児童扶養手当	20歳未満の知的障害児(1 Q50以下程度)および身体障害者(身体障害者手帳1・2・3級程度、4級の一部)を養育しているかた	有

『教えて!まもる博士』拡大版



『⑬その他プラ』編



容子「まもる博士、困った顔してどうされましたか？」

博士「いや、この頃また⑬その他プラスチック（以下「その他プラ」という。）の汚れが目立つようになってきたのじゃ。その他プラの出し方の基本、覚えておるかな？」

容子「はい。プラマークの表示があることの確認と、きれいにしてから出すことです！」

博士「そのとおりじゃ。ちゃんと決まりを守って出してくれてるんじゃな。」

容子「えっ、まあ…。」

博士「うーん、困ったな。1つ想像してみて欲しいのじゃ。透明なコップに水を入れて、墨汁を一滴垂らすとする。そうすると、今まできれいだった水が全体に黒く汚れてしまうじゃろ？その他プラなどの資源物も同じじゃ。誰か1人が汚れたまま出してしまうと、せっかくみんながきれいにしてくれた全体を汚してしまうことになってしまうのじゃ。」

容子「そっか。`自分一人くらい、っていう考えは絶対ダメですね。ごめんなさい。」



博士「みんなの意識が変われば今よりももっと良くなると思うのじゃ。プラマークの表示があっても容器の中まできれいにできにくいもの、例えば、食用油・レトルト食品・調味料の子袋・マヨネーズやケチャップ・歯磨粉・目薬などの容器類やラップ類は『燃やすごみ』に出してほしいのじゃ。もちろん切り開くなどして中をきれいにできればその他プラに出してOKじゃよ。」

容子「よくわかりました。でもプラマークの表示があると、汚れが取れなくても必ず⑬その他プラに出さないといけないと思っている人も多いと思います。」

博士「そうじゃな。マークがあっても『きれいなものはその他プラ、そうでないものは『燃やすごみ』と、しっかり区別することが大切じゃ。」

容子「4月からレジ袋が有料化されましたが、その他プラは何に入れて出したら良いですか？」

博士「レジ袋に入れなくても直接回収ネットに入れてOKじゃよ。ただし、飛散しないよう回収ネットの閉じひもはしっかり締めてほしいのじゃ。」



容子「ところで私たちが出した『その他プラ』は何にリサイクルされているのですか？」

博士「集めたものは町内で中間処理（圧縮・梱包）し、(財)日本容器包装リサイクル協会を通じて、再生処理事業者により

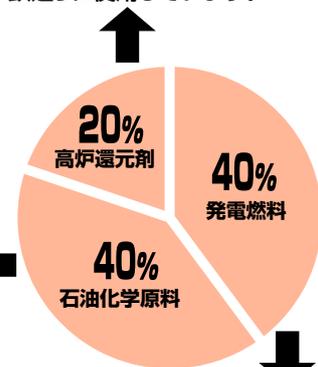
- ① 発電燃料[コークス炉ガス]
- ② 石油化学原料[炭化水素油]
- ③ 高炉還元剤[コークス]

にリサイクルされているのじゃ。

分別収集されたほぼ100%が資源やエネルギーにリサイクルされているんじゃよ。」

博士「きちんと分別して出すことが、リサイクルの第一歩となるから、これからも協力をよろしく願いしたいのじゃ。」

高炉還元剤
(コークス)
高炉へ投入し、鉄鉱石の還元剤として鉄造りに使用しています。



石油化学原料
(炭化水素油)
化成工場でプラスチック樹脂などの化学原料に加工しています。

発電燃料
(コークス炉ガス)
製鉄所内にある発電所等で発電燃料として使用しています。

問合せ 環境課ごみ対策G (内線273)

「はぐみんカード」が岐阜県、三重県でも利用できます

今まで「はぐみんカード」は、愛知県内の協賛店舗においての利用でしたが、4月からは、岐阜県や三重県の協賛店舗で利用できるようになりました。

子育て家庭優待事業について

○この事業は、愛知県との協働で、18歳未満の子ども

をお持ちの子育て家庭と妊娠中のかたに「はぐみんカード」を配布し、このカードを協賛店舗・施設である「はぐみん優待ショップ」等で提示することにより、お店が独自に設定する商品の割引やサービスなど様々な特典が受けられるものです。

○カードの配布や紛失したときなど不明な点がありましたなら、お問い合わせください。

協賛店舗「はぐみん優待ショップ」について

○利用できるようになった「はぐみん優待ショップ」、「ぴよか協賛店舗(名古屋市)」、「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン参加店舗(岐阜県)」、「子育て家庭応援事業協賛店(三重県)」には、下記ステッカーが店頭にはっています。

愛知県



名古屋市長



岐阜県



三重県



※優待の内容は、愛知県、町のホームページ、または、カード裏面にあるQRコードにより、携帯電話からご覧いただけます。

協賛店舗を募集しています

○子育て家庭優待事業に協賛していただけるお店を随時募集しています。お申し込みの方法は、町のホームページをご覧ください。直接児童課までお問い合わせください。

問合せ 児童課児童G (内線142)